平成26年度 福祉サービスのお知らせ
【児童福祉編】

児童手当制度

対象者…中学校卒業までの児童を養育している方

（３歳未満）	月額15,000円
（３歳以上小学校修了前）	月額10,000円（ただし第３子以降は月額15,000円）
（中学生）	月額10,000円

※上記に関わらず、所得制限に該当する方は、特例給付として月額5,000円の支給となります。

児童扶養手当制度

対象者…ひとり親家庭等で18歳未満（障がい児は20歳未満）の児童を養育している方

（対象児童１人）	月額41,020円
（対象児童２人）	月額46,020円
（対象児童３人）	月額49,020円
（対象児童４人以降）	１人につき3,000円が加算されます。

※認定から５年を経過した受給者で一定の条件にあてはまる方や、所得制限に該当する方は減額されます。

特別児童扶養手当制度

対象者…精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育されている方

（１級障がい児）	月額49,900円
（２級障がい児）	月額33,230円

保育所（こども園長時間利用含む）への入所

保護者の就労、病気等の理由で保育に欠ける児童を保育所へ入所させることができます。月額保育料は、世帯の課税の状況に応じて異なります。

子育て支援センター相談事業

福祉課窓口及びたんぽぽこども園内にある子育て支援センター「たいよう」（☎62－4158）で、子育てに関する様々な相談をお受けします。

未熟児療育医療

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し医療給付を行います。

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

平成26年４月からの消費税率８％への引き上げに伴い、子育て世帯に対する臨時的な給付措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。給付金を受け取るためには、期限までに申請が必要です。平成26年１月の児童手当・特例給付受給者で該当が見込まれる方には、個別に申請書をお送りしていますので、忘れずに申請しましょう。

申請期限　10月31日（金）

該当すると思われる方でお手元に申請書が届いていない方、制度についてお知りになりたい方は、下記にお問い合わせください。

●申請・お問い合わせ先……福祉課総合福祉担当　☎６２－３４３６